

# 耐火・準耐火建築物にするための費用を助成します

## 助成内容

老朽建築物を解体し、耐火・準耐火建築物を建てる際に、不燃構造化するために必要な費用および**建築設計費・工事監理費**。

建築設計費・工事監理費とは…国土交通省の定める「設計に関する標準業務」「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」といいます。

品川区の除却支援制度を利用した方が対象となります。



## 助成金の交付を受けられる方

品川区の除却支援制度（不燃化特区／都市防災不燃化促進／耐震化）を利用して老朽建築物を除却した方

### 建築設計費・工事監理費の助成額表（抜粋）

対象床面積		金額
㎡以上	㎡未満	千円
5	5	399
60	65	1,009
65	70	1,060
70	75	1,111
75	80	1,162
80	85	1,213
85	90	1,264
90	95	1,315
95	100	1,365
100	105	1,416
105	110	1,467
110	115	1,518
115	120	1,569
120	125	1,620
125	130	1,671
130	135	1,721
135	140	1,772
140	145	1,823
145	150	1,874
150	155	1,925
155	160	1,965
160	165	2,005
165	170	2,045
170	175	2,085
175	180	2,125
180	185	2,165
185	190	2,205
190	195	2,245
195	200	2,285
300	300	3,124

### 個人のみ 一般建築助成額表（工事費など）（耐火建築物・準耐火建築物）（抜粋）

対象床面積		耐火建築物 金額	準耐火建築物 金額
㎡以上	㎡未満	千円	千円
5	5	0	0
60	70	1,182	906
70	80	1,379	1,057
80	90	1,576	1,208
90	100	1,773	1,359
100	110	1,970	1,510
110	120	2,167	1,661
120	130	2,364	1,812
130	140	2,561	1,963
140	150	2,758	2,114
150	160	2,955	2,265
160	170	3,152	2,416
170	175	3,349	2,567
175	180	3,447	2,642
180	200	3,496	2,680
200	220	3,693	2,831
1,000	1,000	9,603	7,361

■対象床面積とは、地上1階から3階までの床面積の合計です。  
■申請書提出前に新築に関する契約を結んでいてもかまいません。

# 支援制度4 不燃構造化支援

## 【手続きの流れ】

項目	申請者	区
<p><b>支援制度①の「除却工事助成対象確認通知書」が届き、かつ「建築確認済証」が発行されたら、スタートしてください。</b></p> <p>・契約は行ってかまいませんが、新築工事着工の前に申請手続きを行う必要があります。 ・今後の手続きのため、見積書・契約書・領収書等は大切に保管してください。 ・様式に記載の注意事項をご確認ください。</p>		
① 助成対象確認申請	<p>不燃構造化支援助成対象確認申請書を区に提出 〈添付書類〉 ・建築確認済証・契約書・明細書 など ・見積書 ・支援制度①の除却工事助成対象確認通知書の写し など</p>	<p>○申請内容の審査 ○審査結果を申請者に発行 〈発行書類〉 不燃構造化支援助成に係る結果通知書 +次の手続き様式</p> <p>約2週間</p>
② 建築工事	<p>工事をしてください。</p>	
<p><b>新築工事の「領収書」が発行されたら手続きをしてください。</b></p>		
③ 移転助成金交付申請	<p>不燃構造化支援助成金交付申請書を区に提出 〈添付書類〉 ・建築確認検査済証・完成写真 ・領収証 ・支援制度①の助成金交付決定通知書の写し など</p>	<p>○申請内容の審査 ○審査結果を申請者に発行 〈発行書類〉 不燃構造化支援助成金交付決定通知書 +次の手続き様式</p> <p>約2週間</p>
④ 交付請求	<p>不燃構造化支援助成金交付請求書を区に提出 〈添付書類〉 ・口座振替依頼書</p>	<p>○申請内容の審査 ○申請者に助成金を交付</p> <p>約4週間</p>
⑤ 助成金の受理	<p>入金の確認</p>	

■手続き期間は目安になります。混雑具合により前後することがあります。  
■添付書類は申請者の状況により異なります。